



平成 25 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社プロルート丸光
代表者名 代表取締役社長 前田 佳央
(JASDAQ・コード：8256)
問合せ先 取締役管理本部長 安田 康一
(TEL 06-6262-0303)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上及び個人株主を中心とした投資家層の拡大を図るためであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 500 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 25 年 9 月 24 日

※平成 25 年 9 月 24 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は <u>500</u> 株とする。	第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。 <u>(附則) 第 7 条の変更は、平成 25 年 9 月 24 日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成 25 年 9 月 24 日

以 上